

2026(令和8)年5月22日

2026年6月1日(月)より
従業員の身だしなみルールを変更し、名札着用省略を試行します。
～多様性を尊重し、安心して働きやすい職場づくりを目指して～

京阪電気鉄道株式会社(本社：大阪府枚方市、社長：井上欣也、以下「当社」)では、2026年6月1日(月)より、従業員の多様性を尊重し、より意欲をもって働くことのできる職場環境づくりを目指し、運輸系の現業社員を対象に制服着用時の身だしなみルールを変更いたします。また、本ルール変更に併せて、名札着用省略の試行を実施します。

当社は持続的な鉄道事業を運営するために、安全安心を基礎にお客さまからの信頼を損なわない規律性を維持したうえで、多様な価値観を受け入れる職場環境の整備や従業員の働きやすさ向上を目的として、身だしなみルールを変更いたします。

加えて、「京阪電気鉄道(株)カスタマーハラスメントに対する基本方針」に則り、カスタマーハラスメントの発生を未然に防止し、社員が安心して業務に専念できる環境づくりのため、一部駅の係員およびプレミアムカー・ライナーのアテンダントの名札着用の省略を試行します。

当社は、従業員が安心してより働きやすい職場づくりを通じて、安全な列車運行やサービス品質の維持・向上を図り、お客さまに快適で信頼されるサービスの提供に努めてまいります。

詳細は、以下のとおりです。

1. 身だしなみルールの変更について

・変更日

2026年6月1日(月)

・主な変更内容

項目	変更内容
髪色	JHCA ^{※1} 作成のヘアカラー色見本レベルスケール11番以下(ブラウン系)まで可能とする。
髪型	業務に支障の無い範囲内のパーマや長髪などの選択肢を拡充する。
靴	暗色系(黒・紺・茶)のスニーカー着用を可能とする。
爪 ネイル	長さは、手のひらから見て指先から2mm程度までとする。 ネイルは、肌なじみのよい自然な色に限り可能とする。

※1：NPO法人 日本ヘアカラー協会

2. 名札着用省略の試行について

- ・試行開始日 2026年6月1日（月）
- ・対象者 ①京橋駅・枚方市駅・丹波橋駅・三条駅・びわ湖浜大津駅の駅係員
②プレミアムカー・ライナーのアテンダント
- ・その他 今後、名札着用の省略を全駅係員や乗務員に拡大することを検討します。

以上